

令和8年生駒市議会（第5回）定例会議案

令和8年6月2日

生 駒 市

令和 8 年 生 駒 市 議 会 （ 第 5 回 ） 定 例 会 議 案 目 録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 5 号	令和 7 年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書	1～3
報告第 6 号	令和 7 年度生駒市下水道事業会計予算繰越計算書	4
報告第 7 号	令和 7 年度生駒市病院事業会計継続費繰越計算書	5
議案第 36 号	令和 8 年度生駒市一般会計補正予算（第 1 回）	6～9
議案第 37 号	生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第 38 号	生駒市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11～13
議案第 39 号	篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第 40 号	生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について	15～22
議案第 41 号	訴訟上の和解について	23～24
議案第 42 号	市道路線の認定について	25
議案第 43 号	生駒市監査委員の選任について	26
議案第 44 号	生駒市農業委員会委員の任命について	27～29
議案第 45 号	固定資産評価員の選任について	30

令和 7 年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入			
						国県支出金	地方債	その他	
総務費	総務管理費	物価高騰対応くらし支援事業	796,760,000	796,110,000		746,350,000			49,760,000
		庁舎管理費	5,508,000	5,507,260					5,507,260
		市民参画協働推進事業	40,042,000	40,028,000		20,000,000			20,028,000
		防災経費	48,134,000	48,134,000		24,060,000	6,000,000		18,074,000
民生費	社会福祉費	介護保険円滑導入事業	8,500,000	8,500,000		8,500,000			
		介護保険事業	4,782,000	4,782,000		4,115,000			667,000
	児童福祉費	子育て応援手当支給事業	67,637,000	16,277,000		16,277,000			
		物価高対応ひとり親家庭等応援手当支給事業	18,700,000	18,700,000		18,700,000			
生活保護費	生活保護事務費	4,036,000	4,036,000		4,036,000				
	生活保護扶助費	35,466,000	35,466,000		26,599,500			8,866,500	

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
衛生費	保健衛生費	病院事業	18,102,000	18,102,000		15,577,000			2,525,000
		産業経済費							
産業経済費	農業費	土地改良事業	9,989,000	9,141,700		9,141,700			
		商工業費	83,061,000	83,061,000		71,476,000			11,585,000
土木費	土木管理費	地域公共交通活性化事業	4,401,000	4,401,000		3,566,045			834,955
		道路橋梁維持補修費	30,780,000	24,779,873			24,500,000		279,873
土木費	道路橋梁及び河川費	橋梁予防保全事業	5,000,000	2,795,000		1,537,250			1,257,750
		道路新設改良事業	47,000,000	47,000,000		10,959,500	9,800,000		26,240,500
都市計画費	河川水路改修事業	河川水路改修事業	146,000	146,000					146,000
		公園整備事業	2,013,000	2,013,000		1,006,000			1,007,000
消防費	都市計画費	北部地域整備促進事業	47,520,000	47,520,000		9,940,000			37,580,000
		消防施設等整備事業	220,212,000	212,821,436		5,238,000	202,800,000		4,783,436

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
教育総務費	学びの多様化学校整備事業		166,645,000	163,295,000		81,600,000			48,000
		生駒南小学校・中学校整備事業	333,028,000	320,547,000		224,600,000			
小学校費	小学校施設管理費		17,572,000	17,572,000					17,572,000
		中学校施設管理費	4,246,000	4,246,000		3,800,000			446,000
中学校費	中学校施設整備事業		997,176,000	997,176,000		145,291,000	708,300,000		
		生涯学習施設整備事業	5,918,000	3,287,000					3,287,000
社会教育費	コミュニティセンター整備事業		13,709,000	13,709,000			10,100,000	2,422,000	1,187,000
		体育施設整備事業	68,574,000	68,574,000			46,300,000		22,274,000
		図書館施設整備事業	28,820,000	28,820,000		1,647,248		27,172,752	

令和8年6月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和 7 年度生駒市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

[単位 円]

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金				
資本的支出	建設改良費	新設改良事業	174,600,000	25,600,000	149,000,000	33,135,000	111,200,000	4,665,000	0	0		

令和 8 年 6 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和 7 年度生駒市病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の総額	令和 7 年度継続費予算現額			支払義務発生額 (見込) 額	翌年度繰越額	翌年度繰越財源		翌年度繰越る要な購入額
				予算計上額	前年度繰越額	計			企業債	年度内に係る認識 当年度損益勘定留保資金	
資本的支出	建設費改良	生駒市立病院施設整備事業	944,134,000	324,500,000	0	21,230,000	303,270,000	303,170,000	100,000	0	
			円	円	円	円	円	円	円	円	

令和 8 年 6 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和 8 年度生駒市一般会計補正予算（第 1 回）

令和 8 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 5, 8 7 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 8, 9 4 8, 8 7 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 繰越金		400,000	38,670	438,670
	1 繰越金	400,000	38,670	438,670
21 諸収入		1,621,287	7,200	1,628,487
	4 雑入	1,244,917	7,200	1,252,117
歳 入 合 計		48,903,000	45,870	48,948,870

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		5,114,094	45,870	5,159,964
	1 保健衛生費	2,475,411	45,870	2,521,281
歳 出 合 計		48,903,000	45,870	48,948,870

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 繰越金	400,000	38,670	438,670	1 繰越金		前年度繰越金	
計	400,000	38,670	438,670				

(款) 21 諸収入

(項) 4 雑入

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
4 雑入	1,243,616	7,200	1,250,816	4 雑入		予防接種個人負担金	
計	1,244,917	7,200	1,252,117				

歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		一般財源			
				国県支出金	地方債				
2 予防費	771,144	45,870	817,014		7,200 (諸)	38,670	12 委託料	45,870	各種予防接種等委託料
計	2,475,411	45,870	2,521,281		7,200	38,670			

[単位:千円]

議案第 37 号

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 2 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例

生駒市行政組織条例（平成 2 年 3 月生駒市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（部の設置）」に改め、同条第 1 項の表中「財務部」を「財務部
スマートシティ推進部」に改め、同条第 2 項を削る。

第 2 条第 1 項の表総務部の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 1 3 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 1 4 号中「及びデジタルイノベーション推進課」を削り、同号を同項第 1 3 号とし、同表財務部の項の次に次の 1 項を加える。

スマートシティ推進部

- (1) スマートシティ及びデジタル化の推進に関すること。
- (2) 情報システムの運用管理に関すること。

第 2 条第 2 項を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 38 号

生駒市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 2 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員等の旅費に関する条例（令和 7 年 3 月生駒市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 1 3 条関係）

区分	宿泊費基準額(1夜につき)	
	特別職の職員	一般職の職員
東京都	27,000 円	21,000 円
京都府	26,000 円	20,000 円
千葉県、兵庫県及び福岡県	22,000 円	17,000 円
埼玉県、神奈川県、新潟県及び大阪府	21,000 円	16,000 円
北海道及び香川県	20,000 円	15,000 円
岡山県、広島県及び熊本県	18,000 円	14,000 円

山梨県、長野県、岐阜県及び長崎県	17,000 円	13,000 円
青森県、宮城県、群馬県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、島根県、愛媛県、高知県及び沖縄県	16,000 円	12,000 円
秋田県、茨城県、栃木県、富山県、滋賀県、和歌山県、佐賀県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	14,000 円	11,000 円
岩手県、山形県、石川県、福井県及び徳島県	13,000 円	10,000 円
福島県、鳥取県及び山口県	12,000 円	9,000 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生駒市職員等の旅費に関する条例第 2 条第 2 号に規定する旅行命令権者（以下「旅行命令権者」という。）が同条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行、退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）をした場合又は死亡した場合において同条例第 3 条第 2 項の規定により旅費を支給する旅行及び同条第 5 項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行、退職等となった場合又は死亡した場合において同条第 2 項の規定により旅費を支給する旅行及び同条第 5 項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等

を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が同条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例別表の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に生駒市職員等の旅費に関する条例第3条第6項及び第7項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

議案第 39 号

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 2 日

生駒市長 小 紫 雅 史

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例

篤志寄附基金条例（昭和 5 1 年 4 月生駒市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中市民のいのちを守る医療基金の項を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 40 号

生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 2 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和 5 0 年 1 2 月生駒市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 2 8 条第 1 項ただし書中「及び第 2 9 条の 3 第 1 項」を「並びに第 2 9 条の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 2 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 2 9 条の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に

掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第49条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第29条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「

第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第70条中「もの」を「者」に改め、「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第8条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第9条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第9条の4中「又は附則第25条第1項」を「、附則第23条の3第1項又は附則第25条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第11条の2中「あつた場合」の次に「（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）」を、「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第 2 1 条第 2 項中「附則第 3 4 条の 2 第 5 項」を「附則第 3 4 条の 2 第 6 項」に、「附則第 3 4 条の 2 第 1 0 項」を「附則第 3 4 条の 2 第 1 2 項」に、「当該譲渡の」を「当該譲渡は」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 3 号から第 1 5 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 3 3 年法律第 3 0 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 1 5 年法律第 7 7 号）第 5 6 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 2 3 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 2 3 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 3 8 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 1 8 条第 1 項及び第 2 項並びに第 2 1 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 1 8 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適

用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第23条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第24条から第25条の2まで、第25条の3第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条第1項前段、第25条の2、第25条の3第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第23条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第23条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第7条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第23条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第28条第1項ただし書、第29条の2及び第29条の3の改正規定並びに附則第8条の改正規定及び附則第9条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第70条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (3) 第25条第2項の改正規定並びに附則第9条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第11条の2の改正規定及び附則第21条の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第9条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第23条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定
金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）第29条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第29条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の生駒市税条例第29条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の生駒市税条例附則第9条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に

所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第１２号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第１６項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第１６項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第１７項に規定する特例既存住宅及び同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第１７項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第６項に規定する認定住宅等（同条第１８項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等とみなされる同条第１８項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第２０項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第２０項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第１０項に規定する認定住宅等（同条第２１項の規定により同条第１０項に規定する認定住宅等とみなされる同条第２１項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第４号に掲げる規定による改正後の生駒市税条例附則第９条の４の規定

は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第21条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第21条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第23条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第70条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

訴訟上の和解について

奈良地方裁判所令和6年(ワ)第213号国家賠償請求事件について、裁判所の和解勧告により下記のとおり和解したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 当事者

(1) 原告

生駒市在住の個人

(2) 被告

生 駒 市

2 和解の概要

(1) 被告は、原告に対し、原告に支給した令和4年7月から12月分の生活保護費のうちその障害者加算分の二度の返還に当たり、配慮が十分でなかったことについて謝罪する。

(2) 被告は、今後本件のような事態が発生しないよう、関係課が連携して、必要に応じて、精神障害者保健福祉手帳を所持する生活保護受給者に対して同手帳の更新申請を支援するとともに、それにもかかわらず生活保護受給者の精神障害者保健福祉手帳が失効したことを認識した際は、医療機関等への調査を行い、病状を確認するものとし、病状に沿った対応を行う。

(3) 原告は、被告に対し、本件各請求を放棄する。

(4) 原告及び被告は、本件に関し、原告と被告との間に、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

令和 8 年 6 月 2 日 提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 42 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点
1	切池出店線支線12号	高山町10890番2先 高山町10789番1先

令和8年6月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 43 号

生駒市監査委員の選任について

生駒市監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項本文の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 里 見 優

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和8年6月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市農業委員会委員の任命について

生駒市農業委員会の委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求め
る。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 辻 英 雄

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 影 林 則 昭

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 井 山 茂

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 池 谷 初 英

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 山 角 ひ ろ 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 棚 田 秀 治

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 今 井 正 徳

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 有 山 富 士 美

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 西 川 和 宏

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 岡 田 啓 秀

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和 8 年 6 月 2 日 提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 45 号

固定資産評価員の選任について

生駒市固定資産評価員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 大和郡山市●●●●●●●●

氏 名 鋤 田 明 年

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和8年6月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史